

# 農民の種子への権利を奪い、農業生産と食の安全を脅かす 種苗法改悪に強く抗議する

2020年12月3日 農民運動全国連合会 事務局長 吉川利明

一、2020年12月2日、「種苗法一部改定法」が参議院本会議で、立憲民主党、日本共産党、社民党、沖縄の風、碧水会、れいわ新選組などの反対を押し切り、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の賛成多数で可・決成立された。

審議は衆参合わせて10時間余り、参考人質疑を入れても15時間に満たない。重大な内容の法案を十分に審議せず、拙速に採決を強行した与党と賛成した各党に満身の怒りを込めて強く抗議する。

一、わずかな審議でも法案の重大な問題点があぶりだされた。政府は優良品種の海外流出防止が目的であるとし、自家増殖禁止は登録品種だけで、許諾料を払えば自家増殖は可能であり、許諾料や価格は高騰しないから農家の負担はわずかなどと事実を捻じ曲げてきた。

しかし、自家増殖を禁止しても海外流出は防げないこと、登録品種は品種数ではわずかでも実際の作付割合は地域特産品では5割以上もあること、公的種苗制度を骨抜きにして民間に開放した後に国民負担が増える可能性が高いことなど、政府の説明と立法事実がことごとく破たんした。こうした審議の到達点を無視して「改定」を強行したことは、二重に許されない。

一、「改定案」で問われたのは、農民が有史以来、種子の選抜を繰り返し、地域の風土に合った優良な種子を定着させてきた積み重ねを、企業がゲノム編集・遺伝子操作などにより一部改良して、新品種として登録し独占しているのかである。種子は公共のものであって、農民の種子に対する権利は広く国際条約等で認められた不動の権利である。育成者権の擁護を口実にしているが、ねらいは種子法廃止と同様にアグリビジネスの種子支配に道を開くことにある。それは、農業生産の根幹にかかわり、食の安全を脅かすものである。

一、「改定」は強行されたが、これに反対する運動は大きな成果を残した。農業・食料政策に不安をもち、地域で種子条例の制定運動や学校給食の無償化などに取り組んでいる広範な団体や市民の方々との連携が広がった。農民連は、こうした連携を力に、地域から日本農業と食料、農業生産の基礎である種子を守る運動を発展させるために力を尽くす。そして、市民と野党の共同を発展させ、野党連合政権の実現で、家族農業を基調とする農政への転換めざし、引き続き奮闘する決意である。

以上